

施設受付申請システム運用規則

(本規則の基本的事項の遵守)

第1 施設受付申請システム(以下「システム」という。)の利用者は、本規則及び関係法令、インターネット利用の一般的なマナーやモラル及び技術的ルールを遵守してください。

2 有料の手配代行等営利を目的としてシステムを利用することは固くお断りいたします。

(利用登録)

第2 システムを利用いただけるのは、本規則に同意のうえ所定の様式により、あづま総合運動公園指定管理者公益財団法人福島県都市公園・緑化協会(以下「管理者」という。)に申請し管理者が適当であると認められた方を利用登録者(以下「登録者」という。)とします。

2 登録者は、高校生以上の方を代表とする団体とします。

(個人情報の取り扱い)

第3 登録者から提供された個人情報は、公益財団法人福島県都市公園・緑化協会個人情報保護規程等に基づき取り扱います。

2 利用申請で得た個人情報を本人の承諾なく第三者に提供することはありません。

(利用者番号)

第4 管理者は、登録者にそれぞれ異なる利用者番号を設定します。

(暗証番号)

第5 管理者は、登録者から利用申請時に申し出のあった暗証番号を所定の方法により登録します。

(登録番号及び暗証番号の取り扱い)

第6 登録番号及び暗証番号は、システムに利用登録された方以外は利用できません。

2 登録者は、登録番号及び暗証番号を大切に使用し、厳重に管理する必要があります。

3 登録者が前2項に違反した場合において、登録番号及び暗証番号が不正に利用されたときは、登録者はその結果について責任(施設利用に伴う使用料の支払い等)を負うものとします。

4 登録番号及び暗証番号の有効期限は、平成31年3月31日までとします。その後、登録者より継続の申し出がない場合は、登録者に予告なく自動的にその効力を失います。

(システムの提供サービス等)

第7 システムにおいて、登録者は次のサービスを受けることができます。

(1) 施設の利用

(2) 仮申請(施設を仮に予約すること)(仮申請しようとする日の14日前まで)

(3) 仮申請の確認及び取消し(取り消しようとする日の14日前まで)

※申請手続きをせずに仮予約のまま利用予定日の2営業日前の17時を過ぎると、他の団体が利用できなくなるため、仮予約の状態であっても自動的に利用料が発生し、支払義務が生じます。

(施設の利用申請)

第8 システムにおいて仮申請した施設については、所定の様式により申請が必要です。

2 有料公園施設等利用許可申請書(以下「申請書」という。)は、あづま総合体育館1階受付窓口(以下「受付窓口」という。)または、ホームページからダウンロードできます。

3 申請書は、受付窓口に利用しようとする日の14日前までに提出してください。

4 申請書に虚偽等不備があった場合は受付できない場合があります。あらかじめご了承ください。

(許可証の発行)

第9 申請書に不備がなかった場合、有料公園施設等利用許可証(以下「許可証」という。)を発行します。

2 登録者の都合で許可証の内容を変更することはできません。

3 利用する際は、指定された各施設受付に許可証を提示してください。

(利用料金の支払い)

第10 前条により発生した施設の利用料金は、受付窓口(17時まで)もしくは、金融機関での振り込みによりお支払いください。

2 利用料金は、決められた期日までにお支払いください。利用料金が決められた期日までに支払われない場合、施設の利用ができない場合があります。

(領収書)

第11 前第1項で支払われた利用料金について、都市公園利用料金領収書(以下「領収書」という。)を発行します。

2 利用料金の支払いに伴う領収書は、受付窓口でお支払いいただいた場合にのみ発行します。金融機関でお支払いいただいた場合、金融機関の発行する振込依頼書(お客様控)を領収書と代えさせていただきます。

3 原則として、領収書の再発行はいたしません。

(利用料金の返還)

第12 登録者は、利用許可のあった施設を雨天等及び天災等止むを得ない事情により利用できなかった場合は、所定の様式によりすでに支払った施設利用料金の返還を受けることができます。

2 登録者の都合によるキャンセルの場合は、返還を受けることができません。その場合、許可により得た権利を放棄したとみなします。

(利用登録の届出事項の変更)

第13 登録者は、既に届け出た利用登録に関わる内容に変更が生じた場合は、所定の様式により管理者に届け出るものとします。

2 前項の届出がないために、管理者からの通知等が延着、もしくは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。

(システムの利用停止)

第14 登録者が施設の利用料金等を滞納している場合及び登録者が本規則に違反した場合等管理者が不

適当と認める場合には、システムの利用を停止することができるものとします。

(登録者の自己責任)

第15 登録者が本規則並びに関係法令に違反した場合、有害なコンピュータプログラムの送信、書き込みを行った場合、施設を利用目的以外の目的で利用した場合及びその他登録者が原因と思われる損害・紛争等により管理者及び当システムに損害を与えた場合、管理者は当該登録者に対し被ったすべての損害の賠償を請求できるものとします。

(利用登録の取消)

第16 登録者が次の事項に該当した場合、管理者は登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 本規則のいずれかに違反した場合
- (3) 施設の利用料金の支払いを怠った場合
- (4) 登録者が所定の様式により利用登録の抹消の手続きを行った場合
- (5) 登録内容変更の届出を怠る等、登録者の責に帰すべき事由により所在が不明と判明した場合
- (6) 本規則第6第4項に該当する場合
- (7) 全各号に掲げるもののほか管理者が登録者として不適格と認める事由が判明した場合

(登録者の字体)

第17 利用登録時に提出のあった申請書に記載された字体が、本システム上処理困難である場合には、類似する標準字体で登録するものとします。

2 前項により登録された字体は、システムで表示する字体並びに管理者からの通知等は標準字体となります。

(システムの稼働時間並びにメンテナンス)

第18 本システムは、良好な運用を維持するため、または、施設利用機会の公平性を保つため、システムの稼働時間及びメンテナンス時間を次のとおり定めます。

(1) 稼働時間

休園日を除く毎日 午前9:00から午後9:00まで

(2) メンテナンス時間

休園日及び毎日 午後9:00から翌午前9:00まで

(本規則の変更及び承認)

第19 本規則の内容は、管理者が必要と判断した場合、事前に登録者に通知することなく変更する場合があります。

2 本規則の内容が変更になった場合、登録者のシステム利用日に関わらず変更後の内容のみ有効となり、変更前の内容は無効となります。

3 本システムを利用した時点で変更後の内容に承認したものとみなします。

(その他)

第20 この規則に定めのない事項、その他必要な事項については管理者が別に定めます。